

京都府保健医療計画に係る新旧対照表（案）

旧	新	説明
	<p>○啓発及び知識の普及等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の調査によると、肝炎に関する情報や知識、行政の普及啓発活動等は国民に十分に浸透していないと考えられ、より効果的な普及啓発活動の実施が求められています。 ・肝炎患者が安心して生活、就労できる環境づくりを進めるため、事業主を含め、全ての府民が肝炎の正しい知識を持つことが必要です。 <p>○その他肝炎対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肝炎患者が肝炎医療を受けながら、QOLの向上を図ることができるよう、精神面でのサポートなど相談支援体制の充実が必要です。 ・肝炎患者や肝炎から進行した肝硬変及び肝がん患者の不安を軽減するため、がん対策と連携した取組の推進等が求められています。 ・取組の推進に当たっては、定期的に調査及び評価を行うなど、肝炎をめぐる状況の変化を的確に捉えて対策を進める必要があります。 <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">対策の方向</p> <p>★感染予防</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年層を中心とした府民に対し、感染の危険性のある行為について周知するなど、感染予防に必要な知識の普及啓発を推進 ・妊婦に対するB型肝炎抗原検査の実施と、検査結果が陽性であった妊婦から出生した乳児に対するB型肝炎ワクチン接種の勧奨 <p>★肝炎検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果的な受検勧奨やより受検しやすい体制の整備等、受検機会拡大に向けた取組を推進 ・検査を行う保健・医療関係者に対する研修の実施 <p>★診療体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な医療を提供するため、肝疾患専門医療機関を拡充 ・肝疾患診療連携拠点病院を中心とした関係医療機関における情報共有及び連携を推進 <p>★肝炎の予防及び医療に関する人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所、市町村及び医療機関の担当者等を対象として、肝炎の正しい知識を持ち、相談、コーディネート等が可能な人材を育成するための研修を実施 ・肝疾患診療連携拠点病院と連携し、肝疾患専門医療機関をはじめ、肝炎治療を行う医師等を対象とした研修を実施 <p>★肝炎に関する啓発及び知識の普及等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肝炎の正しい知識や検査の必要性等を広く周知するため、効果的な方法を検討し、普及啓発活動を推進 ・肝炎患者への偏見・差別の解消に向け、国の取組等を踏まえた普及啓発を推進 <p>★相談支援体制の強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肝炎患者及びその家族に対する情報提供や、府民に対する肝炎の正しい知識の普及啓発を進めるとともに、肝疾患診療連携拠点病院の相談支援機能の充実と北部地域の相談体制整備を推進 ・肝炎患者をはじめ、医療関係団体や行政機関など関係者が一体となり、連携して対策を進めるため、新たに肝炎対策協議会を設置 	

京都府保健医療計画に係る新旧対照表（案）

旧	新	説明
	<p style="text-align: center;"><u>(3) 肝炎対策の推進</u></p> <p><u>現状と課題</u></p> <p>○ 我が国における肝炎ウイルスの持続感染者は、B型が 110 万人～140 万人、C型が 190 万人～230 万人と推定されていますが、感染に気づいていない人が多く存在すると考えられています。</p> <p>○ 肝炎（B型及びC型肝炎をいう。以下同じ。）は、症状が出ないこともあります、放置すると肝硬変や肝がんに進行するおそれがあります。しかし、ウイルスを排除したり、増殖を抑制したりするなどの治療により、疾病の完治及び病状の進行を抑えることができるため、肝炎ウイルスへの感染の有無を早期に確認し、感染している場合、肝硬変や肝がんに進行する前に適切な治療を受けることが重要です。</p> <p>○肝炎対策の基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肝炎ウイルスへの感染の有無を調べるには、検査を受検する必要があります。全ての府民が少なくとも 1 回は肝炎ウイルス検査を早期に受検し、陽性の場合は速やかに治療することが重要です。また、新たな感染を予防するための取組が必要です。 ・検査や治療の必要性をはじめ、病態や感染経路など、肝炎に関する正しい知識の一層の普及啓発に努める必要があります。 ・肝炎対策の推進に当たっては、平成 23 年 5 月に国が策定した肝炎対策の推進に関する基本的な指針との整合を図りつつ、肝炎患者をはじめ、医療関係団体や行政機関などの関係者が一体となって総合的な取組を一層推進する必要があります。 <p>○感染予防</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年層の感染予防対策として、ピアスの穴あけや入れ墨を入れるなど、血液の付着する器具の共有を伴う行為及び性行為等、肝炎の感染経路等についての正しい知識の普及啓発が重要です。 ・母子感染対策では、妊婦健康診査による B 型肝炎抗原検査などの取組を実施しており、引き続き対策を進める必要があります。 <p>○検査実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所、委託医療機関や市町村において肝炎ウイルス検査を実施していますが、国の調査では、検査を受けたことがあると回答した人が 3 割に満たない状況であり、検査の重要性について十分な周知を図る必要があります。また、受検しやすい体制の整備も求められています。 ・受検者一人一人が結果を正しく認識できるよう、検査結果を適切に説明する必要があります。また、感染予防のための知識の周知や、陽性であった場合の適切な医療機関の受診勧奨など、検査後の対応について助言を行うことが効果的です。 <p>○医療提供体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての肝炎患者が適切な治療を継続して受けられるよう、医療体制を整備する必要があります。 ・インターフェロン治療等の肝炎医療費助成を引き続き実施するほか、治療が必要な人に對し、肝炎医療に係る諸制度について情報提供することが必要です。 <p>○予防及び医療に関する人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所及び市町村における助言・相談機能を充実するため、肝炎に関する基礎的な知識の普及啓発や受検者の相談に対応できる人材の育成に努める必要があります。 ・医療の進歩は目覚ましいことから、肝炎医療に関する最新の知見を医療関係者に周知することは、肝炎患者に対する病態等の説明や治療方針決定の上で非常に重要であると考えられます。 	

京都府保健医療計画に係る新旧対照表（案）

旧	新	説明
	<p>成果指標</p> <p> <input type="checkbox"/> 肝炎ウイルス検査の個別勧奨実施市町村 14 市町村 (24 年度) → 全市町村 (29 年度) <input type="checkbox"/> 北部相談窓口の設置 0 (24 年度) → 1 (29 年度) <input type="checkbox"/> 肝炎に関する知識を持つ人材を育成 52 人 (24 年度) → 200 人 (29 年度) </p>	